

条例の一部改正

パートナーシップ宣誓者が 町営住宅等入居可能に

●町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

●町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

●町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

●町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正



佐賀地区の大和田にある町営住宅

上記4条例の一部改正は、町営4住宅への入居の資格者に10月1日施行のパートナーシップ宣誓者を加えるもの。また、これまですべての入居者に連帯保証人が必要だったが、改正後は必要としないとするもの。

可決(全員)

「パートナーシップ制度」とは

同性カップルなどが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束していることについて、地方自治体が証明する制度です。

婚姻とは異なり、法的な権利(所得税や住民税の配偶者控除や遺族年金の受給、国民年金の第3号被保険者になることや健康保険の被扶養者)の発生はないが、性の多様性を尊重し、性的マイノリティの人たちの気持ちに寄り添うことができる制度として導入が進んでいます。

黒潮町でも、令和4年10月1日から「パートナーシップ宣誓制度」が導入され、要件を満たす方が、町長にパートナーシップであることを宣誓し、宣誓証明書を発行してもらえば、町営住宅等に入居可能となり、その他にも、携帯電話の家族割や航空会社のマイレージの共有、一部金融機関での住宅ローンの契約、生命保険の受け取り、自動車保険の補償の範囲の拡充など利用できるサービスが広がります。

高知県内で、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しているのは、高知市、土佐清水市に次いで黒潮町は3箇所目とのことです。誰にも優しいまちづくりへ一歩前進です。

ご紹介します！

津波シェルター 当町へ寄贈される！

(二社) 減災サステナブル技術協会、(株)ミズノマリノより当町へ津波シェルターの寄贈があり、さる10月9日、海のバザールにて同協会会長の浅沼博氏、ミズノマリノ代表取締役の水野茂氏などの来町を頂き、受贈式典や神事が執り行われました。

このシェルターは県内3基目で、当町の防災面での活用に大きな期待が寄せられています。

(株)ミズノマリノ製津波シェルター (8人乗り)



寄贈元の水野氏より艇内からの説明を受ける。
左端のジャケット姿が浅沼会長